

20人員・職場要求交渉

技術継承、地域事情、安全性を考慮した人員配置を要請

人員職場要求交渉を12月16日、職員会館で実施した。当局は、人員について、病院事業の厳しさを理由に、「全ての要求に応えることは困難」としたため、分会代表から現場の実情等を訴え、技術継承、地域事情、安全性を考慮した人員配置を要請した。新型コロナ関連につ

いては、応援に行く者、応援を受ける側、出す側、それぞれに対し丁寧な対応を要請するとともに、PCR検査を受ける場合の服務は知事部局の検討結果を踏まえ対応することを確認した。また、会計年度任用職員の経験加算を月割にすることも要請し、交渉に区切りをつけた。

1. 人員体制

組）来年度の体制について基本的な考え方は？
当）病院事業における人員体制については、新年度予算の措置状況をはじめ、業務の状況、診療機能の見直しなどを総合的に勘案し、検討していく。

しかし、病院事業を取り巻く状況が極めて

厳しい中、県立病院がその使命と役割を果たしていくためには、持続可能な経営基盤を確立することが不可欠であり、そのためには、医療の安全性の確保、医療サービスの水準低下を来さないということに留意しながら、常に効率的な体制を検証していく必要があると考えている。

そうした考えのもと

で、今後、新年度の執行体制について、検討を進めて行く中で、皆さん方から頂いた意見も参考にしながら、各病院とも十分協議し、業務に支障が生じることのないよう、また高度化・専門化に対応できるよう、適正配置に努めていきたい。

組）医療技術職の削減された定数を回復してほしい。

当）行革期間中においても、配置の適正化を進める一方で、診療機能の高度化や診療報酬の改定などを踏まえ、必要な人員については増員を行ってきた。今後とも、業務に支障が生じることはないよう、適正配置に努める。

組）会計年度任用職員についても責任を持つて確保してほしい。

当）会計年度任用職員の確保については、年収ベースでの処遇改善等の勤務条件を改善したうえで、求人媒体への掲載、人材紹介会社への働きかけを行うなど、これまでから様々な取り組みを進めてきた。

引き続き、レジデント制度の活用等も含め、マンパワーの確保に最大限努める。

組）会計年度任用職員は、これまでの経緯を踏まえて各病院に配置されている。人材確保は当局の責任である。確保について最大限の努力をお願いしたい。

2. 看護師長の負担軽減
組）当直について、夜間

の救急対応で実際には睡眠が取れず、そのままだ日勤に従事するなど、看護師長は現場で大変な負担を強いられており、負担の軽減につながる対応をお願いしたい。

当）看護師長の当直についても十分配慮する必要があると考えており、各病院での業務の実態把握に努めたい。

3. 会計年度任用職員

組）会計年度任用職員の確保策の一つとして、会計年度任用職員の初任給決定の際に、経験年数換算を月数換算に見直してもらいたい。

当）病院事業における会

計年度任用職員制度の導入にあたっては、病院現場の業務の特殊性や非常勤職員として採用されていても、国家資格を取得し、一定の業務経験やスキルを有している職員も多数いるといった実態を踏まえ、県全体の制度の均衡を損なわない範囲で、人材の確保と円滑な業務運営に配慮した制度設計を行ってきた。

そのような中、経験年数換算の取扱については、制度の基本的な設計にかかるものであり、知事部局等と類似の業務を行っている職員もいる中で、病院

令和2年度 退職予定数、採用予定数及び再任用希望数

R02.12.16時点

■行政技術職

	退職予定数	採用予定数	再任用希望数
薬剤師	15	32	1
放射線技師	25	6	22
検査技師	25	11	20
栄養士	2	5	1
理学療法士	1	4	1
作業療法士	3	3	
言語聴覚士	2		2
視能訓練士		1	
臨床工学技士	1	4	
心理判定員	1	1	1
鍼灸	2		2
保育士	6		4
医療情報		3	
合計	83	70	54

※退職予定数には、再任用期間満了者を含む。

※採用予定数には、知事部局分を含む。

■看護職

	退職予定数	採用予定数	再任用希望数
看護職	324	372	29

※退職予定数と再任用希望数に再任用の継続希望者は含まない。

確認と要請

- 人員配置については、技術継承、地域事情、安全性を考慮し確保に努めてもらいたい。
- 結核病棟等勤務手当については、引き続き求めていくので、協議に応じること。
- 看護師長の負担軽減に向けた取り組みの検討については、各病院の声を聞いてもらいたい。
- 会計年度任用職員の確保、経験加算の月割りを行ってもらいたい。
- 新型コロナウイルス感染症への対応について、感染拡大に伴う応援では、電子カルテや運営体制が病院毎に異なるためオリエンテーション等による負担が生じた。また、遠方の応援時には看護宿舍の準備に対応頂いたが、生活環境を準備する負担も発生した。さらに、他病院へ応援に行った職員が、コロナ患者が減少した期間に、出勤者調整のため年休取得を勧められたケースもあった。応援に行く者、応援を受ける側、応援を出す側、それぞれにおいてトータルで丁寧な対応に努めてもらいたい。
PCR検査を受ける場合の服務は、知事部局の検討結果を踏まえ、対応すること。

要求と回答（主なもの）

要求	回 答
権利行使に支障がなく、業務量に見合った人員を確保すること 行革により削減された定数を回復すること	定員の配置については、行革期間中から、病院事業においては、医療水準の向上や診療報酬改定の状況等を踏まえた人員配置はもとより、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を担う県立病院として、医療の安全性の確保や現場の状況、皆さん方からの要求等も十分に踏まえながら、増員も含めて対応を図ってきたところである。 一方、病院構造改革推進方策に基づき適正な人員配置や業務委託化の推進など経営改革を推進してきたところであるが、急速な経営状況の悪化に伴い、これまで以上の経営改善の取組みが急務となり、現場と一体となった経営の効率化、健全化を図っていく必要がある。 こうしたことから、皆さん方からの要求全てにお応えすることは困難であるが、いずれにしても、現在、県立病院の新年度の体制について検討を進めているところであり、皆さん方からの要求内容や現場の状況等も十分踏まえ、休暇取得等の権利行使や業務執行に支障が生じないように、職員の適正配置に努めていきたいと考えている。
医療技術職の定数を行革削減前に回復するとともに、再任用満了者の後補充は正規職員で行うなど、業務実態に合わせた配置を行うこと	H20年度から、県全体で新行革プランに基づく取り組みを進める中、病院事業においても経営の健全化に向けた病院構造改革推進方策の取り組みを実施し、このことについては、皆さん方にも、ご協力をいただいていた。 再任用満了者の後補充を含め、医療技術職の嘱託化については、行革期間中から、配置の適正化に向けた取り組みを進めてきたが、一方で必要な人員については増員も含めて対応してきた。 定員管理については、業務量や業務内容を踏まえた適正配置に努めていくことが基本であるが、会計年度任用職員制度やレジデント制度等も活用しながら、トータルとしてマンパワーの確保を図っている。 今後も、皆さん方からの要求も踏まえ、業務執行に支障が生じない職員配置に努めていく。
看護職の月8回夜勤が守られる人員を確保すること	看護職の夜勤回数は、大きな傾向として、例年、新人職員が夜勤免除となる年度初めの4月～6月に増加し、夜勤を開始する7月以降、月8回まで減少する傾向にある。 しかしながら、体調不良等による急な年休や病気休暇の取得、妊産婦の就業制限の請求、年度途中の退職等により、夜勤回数が月8回を超える場合がある。 さらに、ＩＣＵ系の病棟については、重症患者への対応のため、高い専門性が求められることから、新人の技能習得に時間を要し、新人が夜勤に入る時期が一般病棟よりも遅くなる傾向にあるほか、職員の退職等による病棟間の異動による配置調整が生じた場合でも、技能習得に時間がかかることから、一般病棟に比べても、夜勤回数が8回を超える状況が生じやすい傾向にある、ということも認識している。 我々としても、まずは、新人職員への丁寧な教育・育成に努めるとともに、夜勤回数が過度に増加することが見込まれる場合には、病棟間の異動による看護師の配置調整を基本としながら、病棟間の配置調整だけでは対応が十分でない場合は、必要な人員の確保に努めてきたところである。 また、今年11月からは各病院において、夜勤専従勤務を試行しているところである。今後、試行結果の課題や改善策の検証を行う中で、夜勤回数への影響についても検証していく。

要求	回 答
	いずれにしても、夜勤の実施にあたっては、皆さん方に過度な負担とならないよう、新人職員の育成に努めるとともに、人員確保等にも最大限努力していく。 但し、今年度については、新型コロナウイルス感染症患者への対応のため、院内での異動や応援、尼崎総合医療Ｃ・加古川医療Ｃへの応援などにより、コロナ患者対応病棟だけでなく、応援に送り出した病棟においても、夜勤回数の増加や不規則な勤務にご対応頂いている状況であり、このことについては改めて感謝申し上げる。 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中ではあるが、病院局として出来ることについては、努力していくので、皆さんにもぜひ、ご理解、ご協力を引き続きお願いしたい。
新型コロナウイルス感染症に対応する業務にかかる手当	「感染症防疫作業手当を増額すること」については、県立病院がコロナ患者対応において重要な役割を担っていることや国からの特殊勤務手当の特例運用の要請を踏まえ、感染症防疫作業手当の特例措置を設けることとした。この措置は、未知のウイルスである新型コロナの感染のリスクに加え、極めて厳しい勤務環境に置かれた平時には想定されない業務であることを考慮した極めて特例的な対応であり、支給額も他の特殊勤務手当を大きく上回る設定とされていることから、これ以上の増額は困難である。 「感染疑いを含めて検体検査を防疫作業手当に含めること」については、検体検査の危険性は、衛生検査作業手当で措置していること、また国の通知内容や知事部局の取扱いと均衡を考慮すると、患者が入室しない検査室内で実施する検体検査について、感染症防疫作業手当の対象とすることは困難である。 「感染確定前に初期対応した職員への手当を新設すること」については、患者の症状等から新型コロナの感染が疑われる場合において、そのことを想定した相応の対応を行った場合は、感染症防疫作業手当の対象としていることから、ご理解頂きたい。 「感染症対応のために派遣された職員への手当を増設すること」については、県立病院におけるコロナ患者対応において、加古川医療Ｃ、尼崎総合医療Ｃへの応援にご協力頂いていることについて、改めて感謝申し上げる。 知事部局においても、毎年のように豪雨災害や台風災害の発生した地域の事務所に、被害の少なかった地域の土木職や林学職等の職員が業務応援に派遣されており、県の組織が丸丸となって災害対応を行っている。このことについて、別途手当は設けておらず、知事部局との均衡の観点からも、手当の増設は困難である。
会計年度任用職員の経験年数換算は、月数換算に見直すこと	会計年度任用職員の採用時の給料計算は、採用予定者の職務経験のうち採用される職種に関連する職務に従事していた期間を合計して号給に換算している。その計算方法は、各期間を合計した結果、1年未満の月数が生じた場合については、その期間を切り捨てていることから、1年未満の月数も号給に換算するよう計算方法を見直してほしいという要求であると認識している。 この取扱いについては、知事部局等においても同様であるため、県全体の動向を踏まえて、検討していきたいと考えている。

独自に均衡を損なうような対応を行うことは、困難であることから、県全体の動向を踏まえ検討させて頂きたい。

4. 特殊勤務手当

（組）結核病棟等勤務手当の対象職種は、一部の職種に限られているが精神科病棟においては精神保健福祉士や心理判定員等も患者対応を行っており、業務実態に応じて対象職種の拡大を検討して頂きたい。

（当）特殊勤務手当の支給対象の見直しについては、公務員給与の中でも社会的関心が高く、極めて慎重な判断が求められ、業務の危険や不快などの特殊性が明確に認められることが必要になる。

専門性を有する職員が役割を分担し、それぞれの分野から患者対応を行う病院現場においては、一連の医療行

為の一部を担うという意味で、それぞれの業務に特殊な要素は含まれているが、その業務に対して特殊勤務手当を措置することが妥当であるかについては、手当を取り巻く厳しい情勢を考慮すると、慎重に検討せざるを得ない。

組）06年見直し時に示された、手当として措置することの妥当性として「著しく危険、不快不健康又は困難性」との考え方に変更はないか。

当）変わりない。

組）手当の改善とともに対象職種に差があるという問題については、引き続き改善を求めていく。

5. PCR検査時の服務

組）院内で感染者が発生した際等に、濃厚接触者以外の職員にもPCR検査を受けさせる場

力頂いているところであり、皆さん方にはご理解とご協力をお願いいたします。	当 止する 病棟で勤務する職員や 接触のあった職員等に すみやかに検査を実施 する必要があり、皆さ ん方にはご理解とご協 力をお願いいたします。	④新型コロナウイルス感染症に 対応するためにCM2と外来の 看護師を増員すること。 ⑤心臓カテーテル室と手術室の 業務に対応するために検査技 師2名と臨床工学技士2名を増 員すること。 淡路医療センター
---	---	--

この勤務の取り扱い
 考えている。

検査の実施が必要となつた時点が勤務時間外であっても、業務上必要な対応として、お願ひする場合には、その時間については適切に取り扱う必要があると

ある。

加古川医療センター

- ①臨床検査技師を3名増員すること（検体検査1名・細菌検査1名・生理検査1名）。
- ②緩和ケア病棟を3人夜勤体制とすること。
- ③外来患者の増に伴い、外来の人員体制を改善すること。

姫路循環器病センター

- ①夜間・深夜の救急対応に
- し、準夜2人・深夜2人体制とすること。
- ②全職種の人員を確保すること。
- ③手術室の土・日・祝日の日勤帯の配置人数を3人に増やすこと。
- ④中央放射線部の看護師を増員し、カテ室増室と鎮静下での造影検査に対応できる体制

について、現在、知事部局においても検討中であるため、病院事業としても、県全体の動向を踏まえ、引き続き検討したいと考えており、詳細については、改めて執行部と協議させて頂きたい。	①看護師6名、検査技師2名、放射線技師2名、臨床工学技士2名を増員して当直体制を勤務化すること。 ②ICUを25名体制とするために看護師1名を増員すること。 ③外来の看護体制を確保するために看護師を増員すること。	とすること。 丹波医療センター ①7階東病棟（緩和ケア）の現行2・3-8体制を3-8体制とすること。 ②外来看護師配置を平日32名とすること。
--	---	--